

一般社団法人三重県トラック協会
定期発送のご案内



令和6年4月

CONTENTS

◆トラックドライバーの働き方改革／物流の2024年問題	期限到来	2
◆新たな標準的な運賃/標準運送約款が告示されました		2
◆新たな標準的な運賃 / 令和6年 運賃表	中部運輸局	4
◆令和6年度 第48回近代化融資制度のご案内		8
◆令和6年度 通常総会のご案内		9
◆会員事業者さまが申請できる表彰のご案内		10
◆新規入会 会員様のご紹介		10
◆会員様の所在地・名称 変更等		10
◆燃料価格等高騰対策 支援金情報	新着情報 4月	11
◆運行管理者 基礎講習／一般講習のご案内	3月末現在発表分	11
◆2024年度 安全性優良事業所（Gマーク）の申請	について	12
◆交差点事故の落とし穴	注意！	13
◆2024年度 引越講習の日程（基本講習・管理者講習）		14
◆引越事業者優良認定制度 申請受付開始に伴う 説明会		14
◆初任運転者指導教育 集合型講習会	別紙でご案内しています	14
◆初任運転者指導教育 eラーニング（Web講習）	ご案内	14
◆令和6年度トラック関係施策に関する要望と結果		15
◆理事会及び交付金運営委員会の開催報告		17



一般社団法人三重県トラック協会

<http://www.santokyo.or.jp>

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

◆トラックドライバーの働き方改革／物流の2024年問題



期限到来 物流の2024年問題

早く便利に 国内貨物の9割は
安心・安全確実に **トラックが運びます!**

ご利用いただく皆様からのご要望・ご期待にお応えし、トラック輸送のサービスレベルは向上してきました。

しかし!

2024年4月、トラックドライバーの働き方が大きく見直されることになり、人手不足が一層顕著になってきます。

このため、輸送能力が不足し「モノが運べなくなる」ことが懸念されています。これが「物流の2024年問題」です

右に記載するようなことが起こるかもしれません。

小口荷物など 一般消費者様

- 当日、翌日配達の家配サービスが受けられないかもしれない
- 水産品、青果物など新鮮なものが手に入らなくなるかもしれない

大口貨物など 荷主企業様

- 必要な時に必要なものが届かないかもしれない
- 輸送を断られる可能性がある

荷主様へのお願いです、2024年問題をクリアするために輸送の業務改善にご協力ください。

トラック輸送に必要なコスト負担にもご理解いただけますようお願いいたします。

荷待ち時間、待機時間の削減



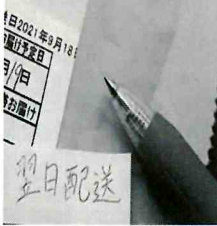
- 予約システムの導入
- 出荷・受入れ大勢の見直し

作業削減など労働環境の改善



- パレット化による手荷役作業の削減
- 情報の共有化、DXによる業務効率化等

リードタイムの延長



- 長距離輸送は中1日を空け、満載での効率的な輸送

「標準的な運賃」等の收受



- ドライバーの労働環境改善や働き方改革に取り組みための適正な運賃を收受

運送以外に発生する料金の收受



- 燃料サーチャージや附帯作業料金、高速道路利用料など

トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会 (厚生労働省 三重労働局、国土交通省 中部運輸局 三重運輸支局、一般社団法人 三重県トラック協会)

上記を3月29日金曜 日本経済新聞／朝日新聞に掲載しました。また 同様の内容で、荷主様へのダイレクトメールをお送りしています。(三重県トラック協会荷主登録先 約2300社に送付済みです)

働き方改革関連法に伴い改正された労働基準法で、時間外労働は、原則月45時間、年間360時間と規定されていますが、物流・運送のドライバーは事業や業務の特性上、別扱い かつ期限猶予となっています。この4月からは、時間外労働は年間960時間までとして制限されます。「2024年問題」の始まりです。日本の物流を強くするため、輸送の業務改善と収入改善にむけ、お取引様を交えて変革の始まりです。

◆ 新たな標準的な運賃／標準運送約款が告示されました

運賃水準を8%引上げ、荷役の対価等を加算し、新たな標準的な運賃が告示されました。(令和6年3月22日)

各種標準運送約款についても改正が行われ、6月1日より施行されることとなりました。

見直しの背景 ドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を收受できる環境整備が急務とし、トラックの標準的な運賃について、荷主等への周知・徹底を強化するとともに、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含め、荷主等に適正に転嫁できるよう「標準的な運賃・標準貨物自動車運送約款の見直し」が行われたものです。

運賃表・約款の配布、解説書、説明会、荷主様と一緒に確認いただき考えるセミナー等の開催を準備し、5月以降にご案内してまいります。

国土省・運賃届出関係は、令和2年の標準的な運賃の届出がされている場合、今回の6年版標準的な運賃適用へ移行する取扱いとなります。届出は不要です。

*標準的な運賃の届出をされていない事業者様は、新規に届出しないと6年版標準的な運賃を適用することができません。

標準的な運賃の詳細に関しては全日本トラック協会のサイトよりご確認ください。

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/hyoujun_unchin.html

標準貨物自動車運送約款の詳細に関しては国土交通省のサイトよりご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000009.html

- 検討会での議論を踏まえ、**①荷主等への適正な転嫁**、**②多重下請構造の是正等**、**③多様な運賃・料金設定等**の見直し方針を公表（令和5年12月15日）、運輸審議会への諮問等を経て告示（令和6年3月22日）。

1. 荷主等への適正な転嫁

＜運賃水準の引上げ幅を提示＞

- 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定【運賃】

＜荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示＞

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの「**積込料・取卸料**」を加算【運賃】

待機時間料	→	1,760円
積込料・取卸料	→	2,180円
機械荷役の場合	→	2,100円
手荷役の場合	→	2,100円

※金額はいずれも中型車（4セラス）の場合の30分あたりの単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算【運賃】
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離**し、**荷主から対価を収受する旨を明記**【約款】
- 「**有料道路利用料**」を個別に明記するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

2. 多重下請構造の是正等

＜「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等＞

- 「**下請け手数料**」（運賃の10%を別に収受）を設定【運賃】
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記【約款】

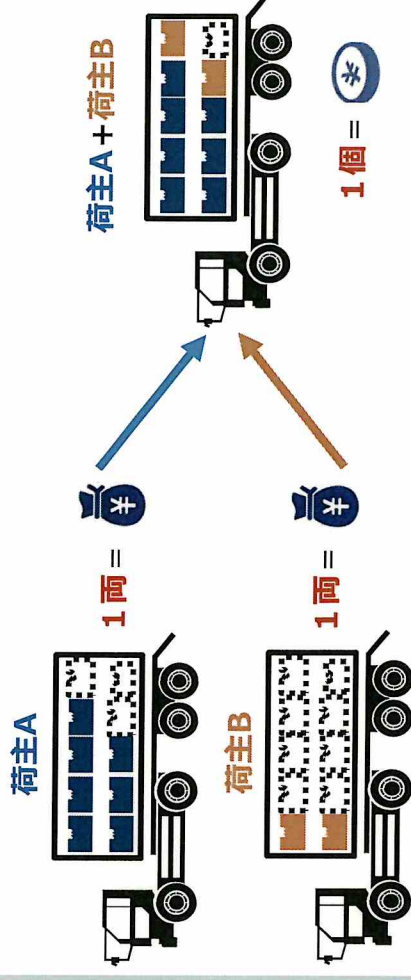
＜契約条件の明確化＞

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した**電子書面**（運送申込書／引受書）を交付することを明記【約款】

3. 多様な運賃・料金設定等

＜「個建運賃」の設定等＞

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の「**速達割増**」（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、**有料道路を利用しないこと**によるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

＜その他＞

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増を追加**【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期**、**金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表を可能**とする【約款】

◆ 新たな標準的な運賃 / 令和6年 運賃表 中部運輸局

I 距離制運賃表

中部運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	14,550	16,770	21,550	27,550
20km	16,360	18,880	24,460	31,480
30km	18,170	20,990	27,370	35,420
40km	19,980	23,100	30,280	39,360
50km	21,790	25,210	33,200	43,300
60km	23,600	27,320	36,110	47,240
70km	25,420	29,430	39,020	51,170
80km	27,230	31,540	41,930	55,110
90km	29,040	33,650	44,840	59,050
100km	30,850	35,760	47,750	62,990
110km	32,660	37,830	50,580	66,790
120km	34,460	39,910	53,400	70,590
130km	36,270	41,990	56,220	74,390
140km	38,080	44,070	59,040	78,190
150km	39,880	46,150	61,870	81,990
160km	41,690	48,220	64,690	85,790
170km	43,490	50,300	67,510	89,600
180km	45,300	52,380	70,330	93,400
190km	47,100	54,460	73,160	97,200
200km	48,910	56,530	75,980	101,000
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,600	4,120	5,560	7,480
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,990	10,300	13,910	18,700

II 時間制運賃表

(単位:円)

車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
*基礎額 8時間制 基礎走行キロ				
小型車は100km				
小型車以外のもの130km	36,390	43,230	56,440	73,120
基礎額 4時間制 基礎走行キロ				
小型車は50km				
小型車以外のもの60km	21,830	25,940	33,860	43,870
*加算額 基礎走行キロを超える場合				
10kmを増すごとに	340	410	630	920
基礎作業時間を超える場合は、				
1時間を増すごとに	3,310	3,480	3,740	4,400
(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、 正午から起算した時間により加算額を計算する。)				

III 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

(車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金) ÷ {(最大積載個数又は重量) × 基準積載率(〇〇%)}

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

IV 運賃割増率

【速達割増等】 次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。
ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、VIIIに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

- (1)通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 ○割
- (2)有料道路の利用が認められない場合 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について○割以上

※ ○は、各運送事業者において設定するものとする。

※ (1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、○割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】・冷蔵車・冷凍車	－ 小型車、中型車、大型車又はトレーラーの 2割
・海上コンテナ輸送車	－ トレーラーの 4割
・セメントバルク車	－ 大型車又はトレーラーの 2割
・ダンプ車	－ 大型車の 2割
・コンクリートミキサー車	－ 大型車の 2割
・タンク車 石油製品輸送車	－ 大型車又はトレーラーの 3割
タンク車 化成品輸送車	－ 大型車又はトレーラーの 4割
タンク車 高圧ガス輸送車	－ 大型車又はトレーラーの 5割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから、5割以上とした。

【 休日割増 】 日曜祝祭日に運送した距離に限る 2割

【深夜・早朝割増】 午後10時から午前5時までに運送した距離に限る 2割

V 待機時間料	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
時間					
・ 30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額		1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
・ VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において 30分までごとに発生する金額		2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【 積込料・取卸料 】	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
時間／内容					
<u>30分までごとに発生する金額</u>					
・ フォークリフト又はトラック搭載型 クレーンを使用した場合		2,080円	2,180円	2,340円	2,750円
・ 手積みの場合		2,000円	2,100円	2,260円	2,650円
<u>Vに定める待機時間料の適用時間と併せ2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額</u>					
・ フォークリフト又はトラック搭載型 クレーンを使用した場合		2,490円	2,610円	2,810円	3,300円
・ 手積みの場合		2,400円	2,520円	2,710円	3,180円

【 附帯業務料 】 附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 利用運送手数料 運賃の10%を当該運賃とは別に收受

VIII 有料道路利用料 有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより收受

IX その他実費として收受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

X 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格:120.00円/L (※) 改定の刻み幅:5.00円/L

改定条件:改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件:軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式:(距離制運賃) 走行距離(km)÷車両燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(時間制運賃) 平均走行距離(km)÷車両燃費(km/L)×算出上の燃料上昇額(円/L)

(個建運賃) 1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃
又は時間制運賃の計算式に準ずる。

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ算出上の 燃料価格上昇額
基準価格	120.00 円/L	—
～ 120.00 円/L		廃止
120.00 超 ～ 125.00 円/L	122.50 円/L	2.50 円/L
125.00 超 ～ 130.00 円/L	127.50 円/L	7.50 円/L
130.00 超 ～ 135.00 円/L	132.50 円/L	12.50 円/L
135.00 超 ～ 140.00 円/L	137.50 円/L	17.50 円/L
140.00 超 ～ 145.00 円/L	142.50 円/L	22.50 円/L
145.00 超 ～ 150.00 円/L	147.50 円/L	27.50 円/L
150.00 超 ～ 155.00 円/L	152.50 円/L	32.50 円/L
155.00 超 ～ 160.00 円/L	157.50 円/L	37.50 円/L
160.00 超 ～ 165.00 円/L	162.50 円/L	42.50 円/L
165.00 超 ～ 170.00 円/L	167.50 円/L	47.50 円/L
170.00 超 ～ 175.00 円/L	172.50 円/L	52.50 円/L
175.00 超 ～ 180.00 円/L	177.50 円/L	57.50 円/L
180.00 超 ～ 185.00 円/L	182.50 円/L	62.50 円/L
185.00 超 ～ 190.00 円/L	187.50 円/L	67.50 円/L
190.00 超 ～ 195.00 円/L	192.50 円/L	72.50 円/L
195.00 超 ～ 200.00 円/L	197.50 円/L	77.50 円/L
200.00 超 ～ 205.00 円/L	202.50 円/L	82.50 円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車(2tクラス)	〇〇km/L
中型車(4tクラス)	〇〇km/L
大型車(10tクラス)	〇〇km/L
トレーラー(20tクラス)	〇〇km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ算出のための条件(平均走行距離)は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車(2tクラス)	100km	50km
中型車(4tクラス)	130km	60km
大型車(10tクラス)	130km	60km
トレーラー(20tクラス)	130km	60km

5. 端数処理 端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI その他 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

○標準貨物自動車運送約款の主な改正内容は以下の通りです。

1. 荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容の明確化等
2. 運賃・料金、附帯業務等を記載した書面の交付
3. 利用運送を行う場合における実運送事業者の商号・名称等の荷送人への通知
4. 中止手数料の金額の見直し
5. 運賃・料金等の店頭掲示事項のオンライン化

◆ 令和6年度 第48回近代化融資制度のご案内

トラック協会では三重県本社の会員事業者を対象に、利子補給を行うことにより低金利で設備投資資金の融資が受けられる融資制度を設けています。令和6年度分として、次の2種類の融資制度について公募を行いますのでご活用頂きますようご案内いたします。

対象者 三重県内に本社を置く、貨物自動車運送事業法による許可を受けた会員
及び その共同体 並びにその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限ります)

融資対象物 **令和6年4月1日～令和7年3月31日** までに実施する **下記の資金**

一般融資

- ①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - a 事務機器(コンピュータ・ファクシミリ・コピー機・MCA機器・ソフトウェア)の購入資金
 - b 設備の「補修・改修」資金
 - c 配送センター・物流施設等の敷地内に太陽光発電設備を設置する資金
- ② 福利厚生施設の設備に要する資金
- ③ 荷役機械・車両の購入び改造に要する資金
- ④ 低公害車(ハイブリッド車・CNG車の導入)・省エネ関連機器(全ト協指定のEMS機器等)

ポスト新長期融資

排出ガス規制が平成21年規制以降の車両一車検証[型式]欄の頭部記載で確認【LDG, TKG, 2PG等の識別記号の1桁目がL, M, R, Q, S, T, 2の車両】
※融資対象となるのは車両代(税込)です。登録諸費用等は対象外です。

融資条件等

一般融資は第45回・46回・47回の借入合計額が限度額に達している場合、全額償還後でないとお申込みいただけません。又、それ以外で現在返済中の場合は、申込み可能金額をトラック協会へおたずね下さい。

種類	一般融資	ポスト新長期融資
予算	25億円	
融資利率	1.6% (2024.4.1 現在)	
利子補給率	0.5%	
実質金利	1.1% (2024.4.1 現在)	
償還期間	設備10年以内 車両5年以内	5年以内
融資限度額	会員3,000万円 組合1億円	3,000万円

- 注意点**
- * 自己資金で支払ったものについては対象になりません。
 - * 投資対象期間内で既に代金の支払いが終わっているものについては、金融機関からの借入金にて支払ったもの、または約束手形により実際の支払いが先送りされているもののみ、本制度の融資金を一括返済・一括組戻にあてることを条件に申し込むことができます。
 - * 令和6年4月～令和7年3月迄に設備・車両等の購入及び借入を実施してください。
 - * 所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用が一部の組合で可能です。
(詳しくは所属組合へお問い合わせください。)
 - * 登記費用や登録諸費用等は、推薦金額に含めません。
 - * 融資利率が利子補給率を下回る場合は、融資利率と同率といたします。

その他 車両以外の投資で、1億円を超えるものについては、全日本トラック協会の融資制度が別途ありますのでご利用下さい。投資額の30%を限度として申込みできます。※募集は6月ごろになります

取扱金融機関 商工中金 津 支店 TEL 059-228-4155
" 四日市支店 TEL 059-351-4871

必要書類 次ページ記載の書類を 三重県トラック協会 へ ご提出下さい。

必要書類

- ・①融資推薦申込書(資金使途・担保・組合加入状況等)
※商工中金へ出資している組合に加入(未加入の場合は加入予定)が条件です。
- ・②企業要項(資本金・規模・従業員数・業績2期分・取引銀行等)
- ・③事業計画書(計画概要・借入金額等)
- ・④承諾書

協会HPより
ダウンロードして
ください

添付書類 *【設備等の内容が分かる書類】

- 【土地購入の場合】公図、所在地図、契約書、造成工事の注文書又は見積書
- 【建物の場合】平面図、所在地図、契約書又は見積書
- 【その他・車両等】注文書又は見積書

- *【返済予定表など借入がわかる書類】(つなぎ融資の場合のみ)
※つなぎ融資は対象金額分のみを手形か当座借入にて行ってください。

融資推薦通知日

お申込みに対する融資推薦は、理事会で決定します。

◆【次回決定日 令和6年5月22日(水)】→【書類締切日 令和6年5月15日(水)】

【5月以降 「7月」「10月」「1月」の理事会】→【書類締切日 各理事会の一週間前】

※融資募集枠の関係上、申込順で締切ることがございます。予めご了承下さい。
※推薦通知書を受取り後、上記金融機関にて借入の手続きを行ってください。

書類は随時
受付をして
おります

お問合せ先:三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767
書類提出先:〒514-8515 津市栄町一丁目941

◆ 令和6年度 通常総会のご案内

平素は、協会運営に対しご支援ご協力を頂き心より感謝申し上げます。

下記により令和6年度通常総会を開催致します。

開催方法については5月22日の理事会で決定となります。

三重県トラック協会 本部・陸災防 三重県支部

開催日時:令和6年6月19日(水) 14時30分

開催場所:ホテルグリーンパーク津 6階

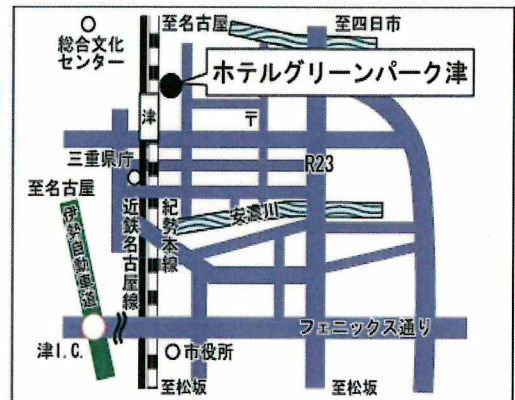
津市羽所町700 TEL 059-213-2111

◇ 議事

第1部:一般社団法人三重県トラック協会総会

第2部:陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部総会

第3部:運転者表彰式



総会の開催通知は『総会資料・会員名簿』と一緒に6月郵送致します。

各支部の総会日程

支部	開催日	場所
桑員	5月10日(金)	ザ・フナツヤ
北勢	5月24日(金)	四日市都ホテル
鈴鹿	5月24日(金)	鈴鹿サーキット
津	未定	未定
松阪	5月16日(木)	鳥羽シーサイドホテル

支部	開催日	場所
南勢	5月11日(土)	魚勘
伊賀	5月18日(土)	伊賀市ゆめぼりすセンター
紀北	4月26日(金)	尾鷲研修センター
南紀	4月26日(金)	熊野市文化交流センター

ご出席を心よりお待ちしております。

◆ 会員事業者さまが申請できる表彰のご案内

三重県トラック協会では毎年、運転者・従事者・事業役員の表彰を募集しております。

全日本トラック協会・三重県トラック協会の表彰を受賞いただいた後、三重運輸支局長表彰、中部運輸局長表彰へ進みます。募集時期は下記の通りです。予定が立てやすいよう募集期間前にご案内申し上げます。

《 表彰制度を取り入れ 社員さまのモチベーションアップなどにぜひご活用ください 》

	運転者	事業役員・従事者
表彰内容	全日本トラック協会 優秀運転者顕章(金十字章・銀十字章)	全日本トラック協会規程表彰
募集期間	6月～7月頃	9月～10月頃
表彰決定月	12月初旬	3月中旬
応募資格	金十字章：勤続15年以上、無事故無違反20年以上	事業役員：勤続20年以上、年齢50歳以上、無事故無違反2年以上
	銀十字章：勤続7年以上、無事故無違反10年以上	従事者：勤続20年以上、年齢45歳以上、無事故無違反2年以上
備考	全ト協→三ト協表彰へ進みます	入会5年以上の会員事業者



運転記録証明書(SDカード)を取得している事業者様はぜひ左記の資格に該当される方がおみえかどうか、確認してみたいかがでしょうか。

〈運転記録証明・無事故無違反証明手数料はトラック協会の助成対象です〉

【上記の表彰を受賞後の流れ】

三重県トラック協会運転者表彰(運転者のみ)→三重運輸支局長表彰→中部運輸局長表彰→国土交通省大臣表彰

◆ 該当するか不明など、表彰についての詳細は総務部までお気軽にお電話ください ◆

お問い合わせ先：総務部 吉田 TEL：059-227-6767

◆ 新規入会 会員様のご紹介

会員名	へラクス(株)	TEL	059-245-3341	
支部	津支部	FAX	059-245-3345	
所在地	〒510-0303 津市河芸町東千里1100		規模	車両19両、従業員8名

◆ 会員様の所在地・名称 変更等

桑員支部	(株)アーネスト	R6. 4月から鈴鹿支部へ
津支部	(有)成友物流	退会
〃	(有)富屋物流	退会
鈴鹿支部	興國海運(株)	退会
松阪支部	(株)ウザワコーポレーション	退会
紀北支部	東建産業(株)	退会

「会員名簿作成資料」や、その他にご報告いただいております変更箇所は令和6年度会員名簿に反映させていただきます。

まだ、返信をいただいていない会員様は送信いただきますようお願いいたします。

◆ 燃料価格等高騰対策 支援金情報 新着情報 4月

↓市町対応の支援金↓ 注:各市町の事業所の事業で支出したエネルギー関連経費が対象となります。

・各市町のホームページで確認 または 申請先にお問合せいただき 申請してください。

**津市 に事業所がある
中小企業 会員様**

◆津市 中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金

令和5年10月～令和6年3月の6カ月間に経費計上した、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油など「エネルギー経費」の合計額に応じ交付されます。 **申請締切 6月7日(金)** 消印有効

・経費 30万円以上で **2.5万円**、60万以上で **5万円**、120万以上で **10万円**、180万以上で **15万円**

・申請 津市 エネルギー価格高騰対策事業継続支援金事務局 TEL 059-233-4440

◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

3月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格 ならびに 補助者としての要件を満たす 運行管理者基礎講習です。

運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		お問い合わせ先 ホームページ → 講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
6/5(水)～7(金)	津 メッセウイングみえ	
6/11(火)～13(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
7/3(水)～5(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
ヤマトスタッフ・サプライ(株)		お問い合わせ先 ホームページ講習のご予約からお申込み下さい https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/?class_id=2 TEL 052-228-9770 FAX 052-228-9780
4/22(月)～24(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	
5/11(土)～13(月)	津 トラック協会研修センター	
6/6(木)～8(土)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	
6/21(金)～23(日)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	
6/29(土)～7/1(月)	津 トラック協会研修センター	
上野自動車学校		お問い合わせ先 ホームページ 適性診断/運行管理者講習等指導講習(貨物)から受講申込書でお申込下さい
7/1(月)～3(水)	伊賀 上野自動車学校	

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

3月末現在発表分

運行管理者として選任されている方は2年度に1度受講する必要がある運行管理者一般講習です

運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		お問い合わせ先 自動車事故対策機構のホームページ → 講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
6/14(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
8/9(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
8/27(火)	津 メッセウイングみえ	
8/28(水)	津 メッセウイングみえ	
8/30(金)	津 メッセウイングみえ	
9/11(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	
9/12(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
ヤマトスタッフ・サプライ(株)		お問い合わせ先 ホームページ講習のご予約からお申込み下さい https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/?class_id=2 TEL 052-228-9770 FAX 052-228-9780
4/26(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
5/25(土)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	
6/1(土)	津 トラック協会研修センター	
7/28(日)	尾鷲 尾鷲研修センター	
9/7(土)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	
9/21(土)	津 トラック協会研修センター	
上野自動車学校		お問い合わせ先 ホームページ 適性診断/運行管理者講習等指導講習(貨物)から受講申込書でお申込下さい
6/28(金)	伊賀 上野自動車学校	
9/20(金)	伊賀 上野自動車学校	

◆ 2024年度 安全性優良事業所(Gマーク)の申請について



運送事業者の安全性向上への取組みを評価して公表する「貨物自動車運送事業安全性評価 Gマーク」利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者の皆様全体の安全性の向上に対する意識を高めていただくための認定制度です。

1. 申請案内

2024年度の安全性優良事業所(Gマーク)の申請案内は

- ・インターネット 全日本トラック協会ホームページで **5/7(火)** を予定しています。
- ・冊子の案内書をご希望の場合は、**5月中旬 ~ 6/28(金)** の期間で予定しています。
冊子の受取希望の方は、事前にご連絡ください。
※県ト協本部(津)と北部SC(四日市)でお渡しします。(土・日・祝日は除きます)

2. 申請受付 期間

7/1(月)~7/12(金) 土・日・祝日は除きます

- ・受付は「本部(津)」と「北部SC(四日市)」の2ヶ所でおこないます。
- ・更新B・E、6回目更新申請のWEB申請は7/14(日)まで。

※Web申請システムは 6月上旬からアクセス可能 となります。

3. 説明会の申込み

安全性優良事業所(Gマーク)取得 「Zoom説明会(来場型)」

5/14(火)13:30~15:30

三重県トラック協会研修センター

津市桜橋3丁目53-11

23号バイパス、旧イオンショッピングセンター前です

全日本トラック協会から配信の説明会を三重県トラック協会でご覧いただけます。自社でご覧いただくZoom視聴ではありません。

<説明会内容>

- ①電子申請について
- ②Gマーク申請概要について

参加希望の方は、**5/10(金)**までに ① 会社名 ② 参加者数 を記載し
電子メールで申し込み下さい。 アドレス g-mark@santokyo.or.jp

認定基準をクリアした事業所を「**安全性優良事業所**」として認定しています

評価項目と認定基準

「100点満点中80点以上で認定されます」 各項目でも基準点以上必要です

① 安全性に対する法令の遵守	(配点40点) (基準点数32点)	・地方実施機関の巡回指導結果 ・運輸安全マネジメント取組状況
② 事故や違反の状況	(配点40点) (基準点数21点)	・重大事故 ・行政処分状況
③ 安全性に対する取組の積極性	(配点20点) (基準点数12点)	・安全対策会議の実施、運転者の教育 法定基準以上の取組

③安全性に対する取組の積極性の配点方法

各グループ毎で1項目以上の加点が必要

①運転者の指導教育	4項目から最大3項目を選択	配点は各3点(条件によっては1点)
②安全の会議・QC活動	3項目から最大2項目を選択	配点は各2点
③法定基準以上の取組	4項目から最大2項目を選択	配点は各2点(条件によっては1点)
④その他	6項目から最大3項目を選択	配点は各1点

※各グループで、加点がない場合は、基準点数を満たしている場合でも認定要件に該当しません。

ほかには、認可届出事項の遵守や社会保険等の加入が適正になされているなどの要件がございます

◆ 交差点事故の落とし穴

注意！

交差点は交通事故の5割強が発生する危険エリア。
見通しの悪い交差点で、一時不停止と安全不確認が事故を招きます。

◇交差点事故3つの落とし穴

思い込み

「今日も車や人は出てこない」という思い込みは危険。
慣れた道ほど緊張感を持って運転

急ぎ

急いではるときは、一時停止や安全確認を怠りがち。
確実に止まって左右の安全を確認

面倒

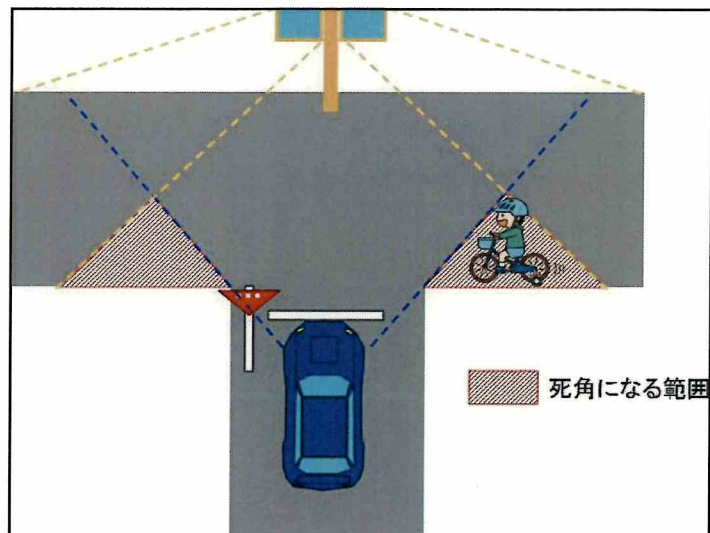
一時停止が続くと面倒と思いがち。しかし、
面倒な一時停止が 事故を防ぐ

◇カーブミラーの落とし穴

カーブミラーにも死角がある。

また、映る像は実際よりも遠くに見え、左右が反転するため走行位置を錯覚することがある。

カーブミラーだけでなく、**自分の目で安全を確認し交差点に入る。**
事故なく安全に通過しよう。



(名古屋市 暮らしの情報HPより)

◇子どもは車が見えていない という落とし穴

交差点では子どもの飛び出しに
注意。子どもは動く赤信号

歩行中の子どもの事故を違反別にみると、
約半数は**飛び出し**です。飛び出しが予測
できる地点では、スピードを落とすこと。



駐車車両の陰にいる子どもは、近づく車が見えません。
視野が狭く、左右を見ている車を確認できずに飛び出すケースもあります。

交差点の落とし穴を克服し、今日も安全運行を！

◆ 2024年度 引越講習の日程（基本講習・管理者講習）

引越講習の開催は下記日程となります。受講の申込希望は同封の「開催案内」にてお願いいたします。

「引越 基本講習」

日時 **9月19日** (木) 10:00~16:00

場所 三重県トラック協会 (津)

「引越 管理者講習」

日時 **9月20日** (金) 10:00~16:00

場所 三重県トラック協会 (津)

◆ 引越事業者優良認定制度 申請受付開始に伴う 説明会

全日本トラック協会で行われる説明会を **YouTube配信** でご覧ください。

「引越事業者優良認定制度」説明会

内容：引越事業者優良認定制度の 概要 と 申請方法

日時：5月中頃 の配信を予定しています。

視聴先URLは全日本トラック協会HPに掲載されます。



「引越事業者優良認定制度」の詳細は全日本トラック協会HPに6月掲載予定です。

◆ 初任運転者指導教育 集合型講習会 別紙でご案内しています

新たに雇い入れた運転者に対する指導教育時間は15時間が法令で求められています。

そのうちの12時間分の初任運転者特別指導講習です。講習は2日間です。

初任運転者がお見えでしたらこの機会に受講をお勧めします。

◆受講料 **無料**

◆日程 令和6年 **6月 6. 7日** (木・金) **9:00** ~16:00 <2日間講習>

◇場所 両日とも 北部輸送サービスセンター 〒510-0064 四日市市新正4丁目8-8

◆ 初任運転者指導教育 eラーニング (Web講習) ご案内

ご予約は **インターネット受付** です

eラーニングでの初任運転者教育です

三重県トラック協会 会員様

受講無料

◇申込み 三重県トラック協会ホームページからの予約制です。 インターネット申込み

- ①三重県トラック協会ホームページ → 会員の皆様へ → 初任運転者指導教育にお進みください
- ②申込みフォームに直接入力してください

* インターネットからのお申込みで予約が確定します

うまくすすまない場合は、お電話でご案内しますのでお尋ね下さい。059-227-6767

- ・各期間で定員 (5名) がございます。お早めにお申し込み下さい。
- ・定員に達した場合は **席数ボタン** の選択は出来なくなります。
- ・受付締め切りは、受講開始日の3日前まで です。
- ・選択した5日間の日程内で、都合の良い時間に受講し、最後まで進んで下さい。
- ・受講終了後、【修了証・指導教育記録簿】がメールで届きます。テキストの印刷が可能です。

◇内容・初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間をパソコンで学習します。

なお、追加で「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行ない、12時間のeラーニング+実車指導3時間、合計15時間の指導として下さい。

◆ 令和6年度トラック関係施策に関する要望と結果

トラック協会は、運送事業の関係施策について、税制や予算措置に係る各種要望を毎年継続的に行っています。令和6年度施策への要望内容と現時点の結果をお伝えします。

◇令和6年度トラック税制改正関連要望事項と結果／税制改正大綱の主な内容

税制改正関連要望事項

1. 自動車関係諸税

(1)自動車関係諸税の簡素化・軽減

・自動車関係諸税の見直しについては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中

長期的な視点に立って検討を行う。また、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める」とされた。

(2)自動車関係諸税における営自格差の拡充

・自動車税 営自格差の見直しは、言及されなかった

(3)自動車重量税の道路特定財源化

・道路特定財源化は、言及されなかった。

2. 特例措置の延長

(1)物流総合効率化法に基づく特例措置の延長

(2)少額資産即時償却の延長

(3)地方拠点強化税制の延長

(1)～(3)の適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。

(4)中小企業向け賃上げ促進税制の延長

・適用期限が3年延長された。

・措置内容を見直し、最大控除率が現行の40%から45%に引き上げられた。

・新たに繰越控除制度を創設し、控除限度上限額を5年間繰越できることとされた。

◇令和6年度トラック関係施策要望と結果／予算措置の主な内容

道路関係要望事項

1. 高速道路料金徴収期限の延長を踏まえた利便性向上策の推進
2. 高速道路料金等の引下げ
3. 物流基盤の整備
4. その他諸施策の推進

予算・施策関係要望事項

1. 「物流の2024年問題」解決に向けた支援
2. 燃料価格高騰への支援
3. 環境・交通安全対策に係る支援
4. その他要望

○令和5年度補正予算にて下記の通り成立した。

物流革新緊急パッケージ関係として、総額で一般331億円、エネ特409億円、財政投融资200億円が措置された。

- ①物流革新緊急パッケージ関係予算(物流・自動車局)(159億円)
- ②物流効率化に向けた先進的な実証事業(55億円)＜経産省事業＞
- ③物流2024年問題対応のうち物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化対策(25億円)＜農水省事業＞
- ④港湾の生産性向上に資する技術開発の推進(1.9億円)
- ⑤商用車の電動化促進事業(409億円)＜環境省・経産省連携事業＞
- ⑥サステナブル倉庫モデル促進事業(61億円の内数)＜環境省連携事業＞
- ⑦高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長(78億円)

○令和6年度予算については下記の通り、令和6年3月28日に成立しました。

(トラック運送事業)

- ①荷主対策の深度化に係るフォローアップ(0.3億円)
- ②トラック運送業における働き方改革の推進(0.78億円)
- ③自動車運送事業の安全総合対策事業(13.29億円)

1. 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援
衝突被害軽減ブレーキ(歩行者対応)等の導入に対し支援




2. デジタル式運行記録計等の導入に対する支援
デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー、通信機能付
デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー一体型の導入に対し支援




デジタル式運行記録計 ドライブレコーダー 通信機能付
デジタル式運行記録計・
ドライブレコーダー 一体型

3. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援
運転者の運転時間や体調を把握し、過労運転による事故の防止を図る



遠隔地における点呼機器 自動点呼機器

4. 社内安全教育の実施に対する支援
外部の専門家等の活用による事故防止のためのコンサルティングの実施に対し支援



- ④モーダルシフト等推進事業(0.41億円)
- ⑤災害時等におけるサプライチェーンの確保等による物流施設の災害対応能力の強化(0.11億円)
- ⑥低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業(29.65億円)＜環境省連携事業＞
- ⑦環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(3.37億円)＜環境省・経産省連携事業＞
- ⑧トラック輸送における更なる省エネルギー化に向けた推進事業／新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業(62億円の内数)＜経産省事業＞

(道路関係)

- ①災害時における物流・人流の確保(6,670億円の内数) ※令和5年度補正予算2,551億円を含む
・ ミッシングリンク解消や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等
- ②通学路等の交通安全対策の推進(2,722億円の内数) ※令和5年度補正予算210億円を含む
・ 高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進 等
- ③効率的な物流ネットワークの早期整備・活用(4,228億円の内数) ※令和5年度補正予算426億円を含む
・ 三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流のための道路ネットワーク構築推進、
ダブル連結トラックによる省人化、SA・PA駐車マス不足の解消 等
- ④地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(5,799億円の内数) ※5年度補正予算2,076億円を含む
・ 地域/拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用 等

(厚生労働省関係)

- ①働き方改革推進支援助成金(71億円) ②業務改善助成金(8.2億円)
- ③人材開発支援助成金(訓練関係)(645億円の内数)
- ④民間企業における女性活躍促進事業(1.9億円)
- ⑤両立支援等助成金(育児休業等支援コース)(40.2億円)
- ⑥自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業(1.7億円)

◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告

- ・一般社団法人三重県トラック協会 理事会 及び 交付金運営委員会 が開催されました。

日時 令和6年3月13日(水)15:00～ 出席：理事20名／25名中、監事2名、
オブザーバー：青年部会2名 女性部会2名

- ・議長となる小林会長は下記の挨拶を行ったのち議案の審議に入った。

出席者への謝意を述べた後、中小企業月60時間超の時間外労働の割増50%、燃料価格の高騰や慢性的な人手不足等により、事業は厳しい経営環境にある。本年4月には新改善基準告示対応で、2024年問題が現実化する。政府はトラック運転手の不足が懸念される「2024年問題」の対応策を盛り込んだ物流関連2法の改正を本国会で成立を目指すとしており、そのための原資となる「標準的な運賃」や「標準運送約款」についても、今年度中の見直しが進められている。我々を取り巻く動きが慌ただしくなるなか、昨年に続き三重県での燃料高騰対策支援を多くの会員の皆様にご活用頂くことができた。

本日の理事会では、令和5年度交付金会計及び一般会計の予算執行状況、令和6年度事業計画(案)収支予算(案)、陸災防関係では、令和5年度収支概況報告と令和6年度事業計画(案)についてご審議いただき、議事の円滑な進行にご協力頂きたい旨の挨拶を行った。

- ・報告事項 (1)各委員会(適正化・業務・広報委員会)からの報告
(2)三重県燃料高騰対策支援金の最終申請状況報告
(3)定款23条に定める協会長・専務理事の業務執行状況
(4)新規入会会員を報告・全日本トラック協会関係表彰受賞者を報告

・三重県トラック協会 議事事項

- 第1号議案 令和5年度交付金及び一般会計
予算執行状況の承認について
- 第2号議案 令和6年度事業計画(案)・
収支予算(案)の承認について
- 第3号議案 令和6年度近代化融資推薦について
- 第4号議案 会費未納会員(資格喪失)の取扱い
- 第5号議案 今後の行事について日程の調整

・陸災防三重県支部 議事事項

- 1. 技能講習実施状況
- 2. 令和5年度 収支概況報告(12月末)
- 3. 令和6年度 事業計画(案)概要
- 4. 労働災害発生状況

- ・議事内容の説明と理事からの意見発言の後、トラック協会、陸災防とも 議案全てが承認されました。

◇特記報告事項

・自動点呼・乗務前の動き／点呼機器の助成金 (報告事項／第2号議案)

乗務前自動点呼については令和6年度の後半ぐらいに実現を見込むが、詳細情報はない。助成金は機器価格が安くなってきたもの、利用頻度の少ないものを廃止し、デジタコの導入促進、また自動点呼・遠隔点呼の導入に予算配分の重点をおくよう編成している。

・事務局体制 (その他)

事務局長、適正化事業部長の2名が12月退職予定。このため、通常総会後に人員補充や職員配置の異動を予定する。

・ニューレジエンスフォーラム三重県大会開催 (その他)

「感染症と自然災害に強い社会を」テーマにした大会。トラック協会からも参加する予定。

・「あやま文化センター」周辺地「公共施設の民間活用」でドライバー休憩施設 (その他)

名阪国道壬生野ICから新名神甲南ICを結ぶ県道49号、トラックの通行も多い「道の駅あやま」隣接地。トラックドライバーの休憩施設の整備計画あり。有益と考える。民間施設におけるドライバー休憩施設整備計画を全日本トラック協会に報告する。

熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに **119** 番



救急車到着まで



水をかけ 全身を急速冷却

前日のチェック

- 仕事前日の飲酒は控えめに
- ぐっすり眠る
- 熱中症警戒アラート確認

仕事前のチェック

- よく眠れたか
- 食事をしたか
- 体調は良いか
- 二日酔いしていないか
- 熱中症警戒アラート確認

仕事中のチェック



詳しくはコチラ

- 単独作業を避け、声をかけ合う
- 監督者は現場パトロール
- 水分・塩分の補給
- こまめに休憩



様子がおかしいときの「あやまった対応」

×対応

①

意識状態は悪かったが
平熱だったので
大丈夫だと判断



クーラーをかけた車内で、ひとりで休ませた
しばらくして様子を見に行くと
意識がなく、高熱になっていた

②



③

救急搬送
▼
心肺停止

大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた

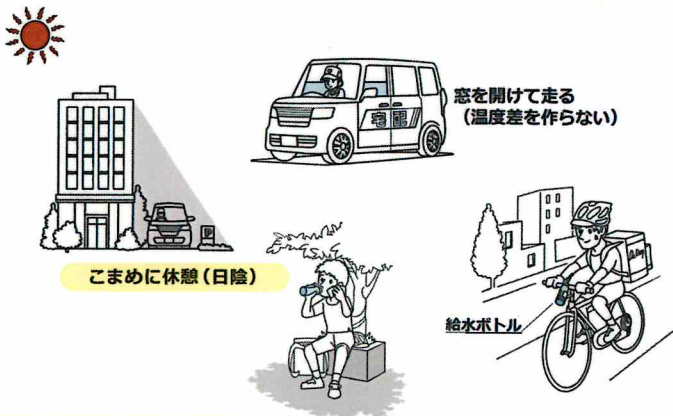
危ない状況と対策

輸配送

⚠ 規則的な休憩が難しい

対策 こまめに休憩(日陰)

水分塩分 休憩 予防対策グッズ

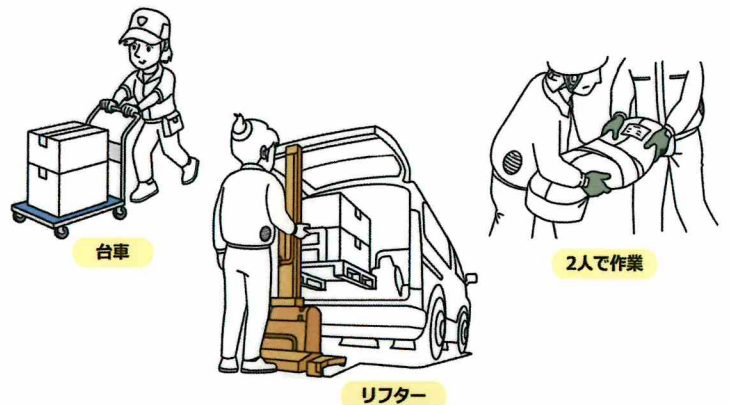


重量がある物を運ぶ

⚠ 身体に過度の負担がかかる

対策 台車 リフター 2人で作業

水分塩分 休憩 予防対策グッズ

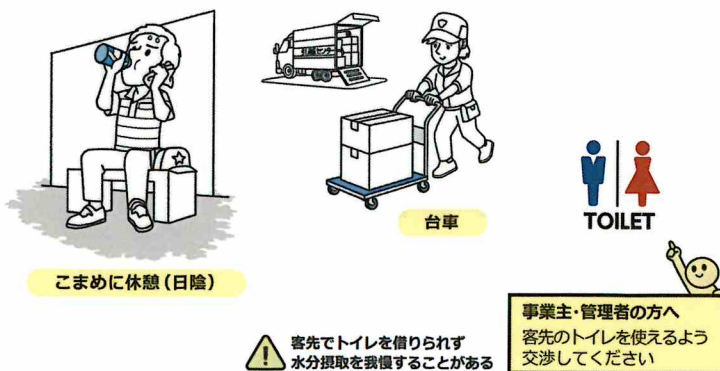


引っ越し

⚠ 身体に高負荷、暑さ指数が低くても高リスク

対策 こまめに休憩(日陰) 台車

水分塩分 休憩 予防対策グッズ



⚠ 客先でトイレを借りられず水分摂取を我慢することがある

事業主・管理者の方へ
客先のトイレを借りようよう交渉してください

冷凍・冷蔵輸送

⚠ 内外の気温差で夏バテ状態になる

対策 重ね着をして、脱ぎ着して体温調整

水分塩分 休憩



⚠ 水分を一気にとるとお腹を壊すことがある

脱ぎ着して体温調整